

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一六年三月三十一日法律第五号)(衆)

一、提案理由(平成一六年三月一八日・衆議院本会議)

武部勤君 ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

我々は、現下の経済情勢、財政状況等にかんがみ、既に一昨年四月から、歳費月額削減措置をみずからとってきたところでありますが、このたびの改正は、現在実施いたしております歳費月額削減措置を現状のまま、さらに明年三月末まで、引き続き行うための措置をとろうとするものであります。

本法律案は、本日議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(平成一六年三月三十一日)

宮崎秀樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国会議員の歳費月額について、平成十七年三月三十一日までの間、引き続き現行の削減措置を継続しようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、全会一致をもって本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。